

板橋区中国残留邦人等支援相談員設置要綱

(令和元年 11 月 25 日 区長決定)

(令和 6 年 4 月 1 日改正)

(令和 8 年 4 月 1 日改正)

(目的)

- 第 1 条 この要綱は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 1 4 条第 1 項及び第 3 項に規定する支援給付（同法改正に伴う経過措置により行われている支援給付を含む。以下「支援給付」という。）を受給している者（以下「支援給付受給者」という。）に対して、日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるように支援するため、会計年度任用職員の任用等に関する規則（令和元年板橋区規則第 41 号。以下「会計年度任用職員任用規則」という。）に基づき、専門的な知識と経験を持つ中国残留邦人等支援相談員（以下「支援相談員」という。）の設置及びその取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 支援相談員の取扱いについては、法令等に別の定めがあるものを除くほか、この要綱の定めるところによる。

(職務)

- 第 2 条 支援相談員は、次の各号に掲げる職務を行うものとする。
- (1) 中国残留邦人等に対する支援給付等事務を行う職員の補助業務を行う。
- ①実施窓口において、支援給付等に係る申請書の受付、認定に関する書類の確認及び相談業務を適宜職員と連携して行う。
- ②支援給付支給要件の審査及び認定の調査等に際して、職員の指示により必要事項の聞き取り（家庭訪問を含む）を行う。
- ③支援給付支給決定事務の補助業務入力作業は、職員の指示に基づき端末機操作を行う。
- (2) 単独又は必要に応じて職員に同行し、家庭訪問を行い、家庭訪問を通じて中国残留邦人等が日常生活上抱えている問題点を踏まえ、「板橋区地域生活支援プログラム事業実施要綱」による、中国残留邦人等に最も適した支援メニュー等について助言する。
- (3) その他、中国残留邦人等の日常生活上の相談等に関すること。

(設定数)

- 第 3 条 支援相談員の設定数は、2 人とする。

(任用)

- 第 4 条 支援相談員は、次の各号に該当する者のうちから、選考により区長が任用する。
- (1) 中国残留邦人等に理解が深く、中国語ができる者
- (2) 社会福祉行政に精通し、支援給付制度について理解のある者
- 2 任用に当たっての選考方法は、福祉部長が別に定める。
- 3 支援相談員の任用は、発令通知書（別記第 1 号様式）による。
- 4 支援相談員の任用に当たり、勤務条件通知書（別記第 2 号様式）を交付する。

(任用決定者の提出書類)

第5条 支援相談員として任用される者は、あらかじめ次の書類を提出しなければならない。

- (1) 履歴書
- (2) 住民票記載事項証明書又は住民票の写し
- (3) その他福祉部福祉総務課長（以下「課長」という。）が必要と認める書類

(任期)

第6条 支援相談員の任用及び任期の更新に当たり、区長は、職務の遂行に必要なかつ十分な任期を定めるものとする。

2 区長は、支援相談員の勤務実績が良好の場合には、会計年度においてその任期を更新することができる。

(分限)

第7条 支援相談員に対する分限は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）及び職員の分限に関する条例（昭和35年板橋区条例第14号）の定めるところによる。

(懲戒処分)

第8条 支援相談員に対する懲戒処分は、地方公務員法及び職員の懲戒に関する条例（昭和35年板橋区条例第15号）の定めるところによる。

(服務)

第9条 支援相談員の服務は、東京都板橋区処務規程（昭和44年板橋区訓令甲第2号）の定めるところによる。

(勤務時間等)

第10条 支援相談員の勤務時間等は各号に定めるとおりとする。

- (1) 勤務日数は月16日以内とし、勤務日は課長が定める。
- (2) 勤務時間は、1日につき7時間45分とする。
- (3) 支援相談員の正規の勤務時間は午前8時30分から午後5時15分まで(次号の休憩時間を含む。)とする。
- (4) 支援相談員の休憩時間は、午後0時から午後1時までとする。

2 前項に定めるもののほか、支援相談員の勤務時間等に関することは、会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和元年板橋区規則第40号。以下、「会計年度任用職員勤務時間規則」という。）の定めるところによる。

(勤務場所)

第11条 支援相談員の勤務場所は、課長が定める。

(休暇等)

第12条 支援相談員の休暇等は、会計年度任用職員勤務時間規則の定めるところによる。

(職務に専念する義務の免除)

第 13 条 支援相談員における職務に専念する義務の免除は、職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和 35 年板橋区条例第 17 号）、職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和 53 年特別区人事委員会規則第 14 号）等の定めるところによる。

(給与及び費用弁償)

第 14 条 支援相談員の給与及び費用弁償は、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年板橋区条例第 21 号）及び会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和元年板橋区規則第 39 号）の定めるところによる。

(公務災害補償)

第 15 条 支援相談員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）、特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和 43 年特別区人事・厚生事務組合条例第 8 号）及び労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）の定めるところによる。

(社会保険等)

第 16 条 支援相談員の社会保険等の適用については、地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）及び雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）の定めるところによる。

(研修)

第 17 条 支援相談員に対し、職務遂行上必要な知識及び技能を習得するための研修を実施する。

(健康診断等)

第 18 条 支援相談員の健康診断等については、板橋区職員健康管理規則（昭和 59 年板橋区規則第 10 号）の定めるところによる。

(人事評価)

第 19 条 支援相談員の人事評価については、板橋区人事評価規程（平成 8 年板橋区訓令第 20 号）の定めるところによる。

(委任)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、課長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

発令通知書

(氏名)	
(所属)	
(発令内容) 職 名 任用期間 年 月 日から 年 月 日まで 報 酬	
年 月 日 発令権者 板橋区長	

勤務条件通知書

令和 年 月 日	
様 事業場名称・所在地 任命権者職氏名	
契約期間	期間の定め有り(※) (令和 年 月 日～令和 年 月 日)
就業の場所	
従事すべき業務の内容	
勤務日数、始業、終業の時刻、休憩時間、所定時間外労働の有無に関する事項	1 勤務日数 2 始業・終業の時刻等 始業(時 分) 終業(時 分) 3 休憩時間(分) 4 所定時間外労働の有無(有・無) ○詳細は、板橋区中国残留邦人支援相談員設置要綱第 条～第 条のとおり
休日	・定例日；毎週 曜日、国民の祝日、その他() ・非定例日；週 月当たり 日、その他() ○詳細は、板橋区中国残留邦人支援相談員設置要綱第 条～第 条のとおり
休暇	1 年次有給休暇 繰越； 日 付与日数； 日 ※詳細は、会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則のとおり 2 その他の休暇 会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則のとおり
報酬	1 基本報酬・イ 月額(円)、ロ 日給額(円)、 ハ 時間額(円) ニ その他(円) ホ 就業規則に規定されている賃金等級等 2 諸手当の額又は計算方法 イ(手当 円/：計算方法：) ロ(手当 円/：計算方法：) ハ(手当 円/：計算方法：) ニ(手当 円/：計算方法：) 3 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率 イ 所定時間外 法定超()%、所定超()%、法定内()% ロ 休日 法定休日()%、法定外休日()%、 ハ 深夜()% 4 報酬締切日－毎月 末日 5 報酬支払日－毎月15日 ※その他(期末手当等)は、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例のとおり
退職に関する事項	1 定年制(有・無) 2 自己都合退職の手続 ※東京都板橋区処務規程による 3 解職の事由及び手続 []
その他	・社会保険の加入状況 厚生年金：有・無 共済組合(短期組合員)：有・無 ・雇用保険の適用(有・無) ・その他(年度途中の増額・減額改定により、上記の報酬等が変更になる場合あり)

※「契約期間」について「期間の定め有り」とした場合に記入

更新の有無	1 契約更新の有無 [自動的に更新する・更新する場合があります・契約の更新はしない ・その他()] 2 契約の更新は次により判断する。[・契約満了時の業務量 ・勤務成績、態度 ・能力 ・従事している業務の進捗状況 ・その他()]
-------	---